

とうきゅうグループ 団体扱自動車保険



とうきゅうグループ 団体扱自動車保険のメリット

メリット1 東急グループ大口団体扱割引

最大 20% 割引^{*1}

MS&AD
三井住友海上

MS&AD
あいおいニッセイ同和損保

TOKIO MARINE
NICHIDO
東京海上日動

SOMPO
損保ジャパン

*1 算出された大口団体扱割引は、2026年5月1日～2027年4月30日の間に始期日を有するご契約に適用されます。大口団体扱割引は東急グループ団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」をもとに毎年見直し変動する場合があります。大口団体扱割引は引受保険会社により異なります。(三井住友海上火災 20%、東京海上日動火災 19.5%、損害保険ジャパン 20%、あいおいニッセイ同和 20%)

メリット2 ご家族のお車も“団体扱”で加入できます

次の方が所有・使用する車は団体扱としてご契約できます。

- 1 保険契約者
- 2 保険契約者の配偶者
- 3 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- 4 保険契約者またはその配偶者の同居の扶養親族

※保険契約者は東急グループの会社で東急株式会社社が認める企業にお勤めの方・ご退職者の方が対象となります。
※ご契約のお車を主に使用される方等(記名被保険者)および車両所有者は、保険契約者、保険契約者の配偶者(内縁の相手方および同性のパートナーを含みます。)、保険契約者またはその配偶者の同居の親族・同居の扶養親族の方となります。

メリット3 いつでもご加入可能

車を購入されるとき、今の自動車保険が満期の時など、ご要望に合わせていつからでもご加入可能です。保険期間は1年となります。

メリット4 ノンフリート等級はそのまま

他の保険会社や共済からの切替手続きが可能です。しかも、現在のノンフリート等級を継承することが可能です。一部共済を除きます。

メリット5 保険料は給与天引き(一括払・月払)

保険料は給与からの天引きとなりますので、振込みや口座振替などのお手続きの手間がかかりません。
※長期一括払など一部お取り扱いができない場合があります。

メリット6 割引は退職後も継続

退職後も継続して団体扱にて保険にご加入いただけます。大口団体扱割引も適用となります。保険料はご本人様名義の口座振替となります。ご退職者の定義は別途お問い合わせください。分割払をされている方は、ご退職時に満期日までの未払保険料を一括してお支払いいただく場合がございます。

この内容は自動車保険(団体扱)の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず各社商品パンフレット、契約概要、注意喚起情報、重要事項(等)説明書をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。団体扱特約失効時の取扱い、その他不明な点等については、取扱代理店までお問い合わせください。

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社・東京海上日動火災保険株式会社・損害保険ジャパン株式会社・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

承認番号: SJ26-00538 承認日: 2026年4月15日 募集文書番号: 26TX-000759 2026年5月作成 承認番号: B26-200161 使用期限: 2027/04/30

取扱代理店 東急保険コンサルティング(株)

・お問合せ先はP15の「お問合せ先」にてご確認ください。

まずは、ご確認ください! /

自動車見積り希望フォーム

見積りを希望される方は、下記URLもしくは二次元コードにアクセスいただき、「自動車見積り希望フォーム」に必要事項を入力の上、送信ください。不明点等がある場合は下記連絡先までご連絡ください。

URL https://www.tokyu-hoken.co.jp/sys/form_car

二次元コード



連絡先 フリーコール: 0120-109-601

とうきゅうグループ団体扱自動車保険 引受ガイドライン

「とうきゅうグループ団体扱自動車保険」の大口団体扱割引率は、契約台数と損害率(支払い保険金÷保険料)で決定されます。ご契約者さまをはじめ、お車を利用される皆さまの安全運転が全体の損害率改善に繋がり、「とうきゅうグループ団体扱自動車保険」は一般でご加入いただくよりも更に割安な保険料のご提供ができます。事故を起こすことは、CSR(企業の社会的責任)の観点からも東急グループのブランドイメージ低下へと繋がります。そこで、より一層の安全運転を心がけていただき、「とうきゅうグループ団体扱自動車保険」が魅力ある福利厚生制度として維持するために独自の引受ガイドラインを設けております。

内容	引受ガイドライン	
	新規契約	当社契約(更新契約)
モラルリスク(交通モラル)	<ul style="list-style-type: none"> ●飲酒運転 ●暴走行為*1・危険運転(あおり運転を含む) ●信号無視等、重大な道路交通法違反 ●違法改造車*2などによる事故あり契約 ●薬物運転、無資格・無免許運転 ●事実を偽って不正に保険金請求が行われた契約 ●事実を偽った保険契約 	<p>原則ご契約をお引受けできません。(一般契約扱いでのお引受けをする場合があります。またお引き受け後に左記事実が判明した際は契約解除や翌年度からお引受けをお断りすることがあります。)</p> <p>不正請求については契約が解除されます。以後のお引受けが出来ません。</p> <p>不正契約については契約が解除されます。以後のお引受けが出来ません。</p>
事故多発契約	<ul style="list-style-type: none"> ●現在のご契約期間(保険期間)内事故3回以上 ●過去10回以上、保険金を請求された方 ●前年のご契約期間(保険期間)に事故2回以上(保険金お支払い)がある方 ●ノンフリート1等級事故有係数6年の方 ●前契約(切替前)が3~1等級の方 	<p>原則ご契約をお引受けできません。(一般契約でのお引受けをする場合もあります。その場合翌年度以降に団体割引適用させていただきます。)</p> <p>翌年度からは、大口団体扱割引を適用してのご契約ができないか、あるいは対人賠償責任保険のみお引受可能となります。(ただし、事故内容により個別に対応させていただきます。)</p>
複数回請求契約	<ul style="list-style-type: none"> ●2年連続で同一ご契約期間(保険期間)内事故2回 ●同一ご契約期間(保険期間)内事故2回 	<p>条件を引き下げてご契約とさせていただきます。 ・車両保険削除 ・対物免責金額(自己負担額)の設定 など ただし、適用される条件は事故内容により個別に対応いたします。</p> <p>条件を引き下げてご契約とさせていただきます。 ・車両保険免責金額を「免責(自己負担額)5~10万円以上」に設定 など ただし、適用される条件は事故内容により個別に対応いたします。</p>
その他の事故請求契約	<ul style="list-style-type: none"> ●同一ご契約期間(保険期間)内事故1回 	<p>条件を引き下げてご契約とさせていただきます場合があります。 ・車両保険免責金額を「免責(自己負担額)0~10万円以上」に設定 ・車両保険金額が1,000万円超の場合は、車両保険削除 など ただし、適用される条件は事故内容により個別に対応いたします。 また、前年の保険金請求内容に応じて契約条件をつけさせていただきます。</p>

適用される引受ガイドラインは、ご契約いただく保険会社により異なる場合がございます。詳しくは、東急保険コンサルティングまでお問い合わせください。

*1 制限速度を30km/h以上超過するなど道路交通法22条他に抵触する行為や、2台以上の車を連ねて道路上で危険運転を行うなど道路交通法68条共同危険行為等に抵触する行為等をいいます。
*2 車検を通らない車両(道路運送車両法上の保安基準に適合しない車両)